# 2 入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人安芸高田市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

### (会員の種別)

- 第2条 センターの会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律上の社員とする。
  - (1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者 ア 安芸高田市に居住する原則として60歳以上の者
    - イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者
  - (2) 特別会員 センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者
  - (3) 賛助会員 個人又は団体であってセンターの目的に賛同し、事業に協力するもの

## (入会手続)

- 第3条 センターの会員として入会しようとする個人又は団体は、次の各号の会員種別に掲げる所定の手続きにより、理事長の承認を得なければならない。
  - (1) 正 会 員 入会希望者を対象としたシルバー人材センター事業の制度についての入会説明会を受講し、別表に掲げる書類を理事長に提出することとする。
  - (2) 特別会員 入会しようとする個人に対しては、あらかじめ本人の意向を確認の上、別表 に掲げる書類を理事長に提出することとする。
  - (3) 賛助会員 入会しようとする個人又は団体は、別表に掲げる書類を理事長に提出することとする。
- 2 理事長が必要と認めたときは、入会説明会及び別表の書類の一部又は全部を省略すること ができる。
- 3 センターへの入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事長の承認を得なければならない。 また、理事長は、入会の承認又は不承認を決定したときは、入会申込結果通知書(第5号様 式)により、入会申込者に通知するとともに、次の理事会において報告しなければならない。
  - (1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
  - (2) 入会申込書及び添付された関係書類等から、会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。
  - (3) 第8条に該当していないこと。

### (会員情報の変更)

第4条 会員は、別表に掲げる書類に記載した事項に変更があった場合は、会員情報変更届(第6号様式)により変更箇所を記載し、直ちに理事長へ提出しなければならない。また、会員の 氏名又は名称及び住所に変更の届け出があった場合は、理事長は、直近の理事会で報告をし なければならない。

(会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い)

- 第5条 入会者は、会員の種別ごとにセンターの管理する会員名簿に登録する。
- 2 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

### (会費)

第6条 会費の金額及び納期並びに減免に関する細則は、会員会費規程により定める。

### (退会事由及び手続き)

- 第7条 会員は、会員退会届(第7号様式)を提出して、任意に退会することができる。
- 2 前項の規定により会員が退会したとき、除名及び資格喪失により会員の資格を喪失したと きは、会員名簿の登録を抹消する。
- 3 会員が退会した場合は、既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。また、 資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用できないものとする。

# (再入会)

第8条 過去に当センターの会員であった者で再入会を希望する場合には、第3条の規定を準用する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

#### (補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、入会及び退会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附則

この規程は、公益社団法人安芸高田市シルバー人材センターの設立の登記の日から施行する

#### 附則

この規程は、平成29年6月9日から施行する

### 別表(第3条関係)

会員種別	書類名	様 式 番 号 等
正会員	入会申込書兼会員票	第1号様式
	入会及び就業承諾書	第2号様式
	配分金振込口座・会費振替口座依頼書	広島北部農業協同組合・ゆうちょ銀
		行金融機関指定様式
		※上記書類は、直接金融機関へ提出
特別会員	特別会員入会申込書	第 3 号様式
賛助会員	賛助会員入会申込書	第 4 号様式